

令和7年2月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年2月5日（水）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が2月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員	2番 竹尾 奈美 委員	3番 藤澤 奈美江 委員	4番 二村 啓二 委員	5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員	7番 城野 幸司 委員	9番 野上 政憲 委員	10番 上野 誠司 委員	11番 中野 定重 委員

欠席委員

8番 赤嶺 雅也 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願いについて

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 利用状況調査に基づく非農地の認定について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひいたします。

議 長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号8番 赤嶺 雅也委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。

よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 城野 幸司委員と、議席番号9番 野上 政憲委員に議事録署名をお願ひいたします。

議案審議に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年2月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 892 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

1月28日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

首藤 委員 私、首藤より、1月28日に実施しました、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後は譲受人により水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用賃借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年2月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畠) 522 m² について、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

二村 委員 私、二村より、1月28日に実施しました、議案第7号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。

吉良 第22地区、推進委員の吉良です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は両側を住宅や倉庫、前後を道路に囲まれたところにあります。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤 はい。私が地区の農業委員担当ということで、先月、譲受人さんより話があり、さっそく現地に行って確認しております。
委員

議長 その他に質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決意いたしました。次に議案第8号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 7 ページをご覧ください。

議案第 8 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 7 年 2 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 134 m² の土地については、昭和 49 年 8 月から住宅が建築され、宅地として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 2、(畠) 376 m² 外 1 筆 合計 418 m² の土地については、昭和 30 年頃から倉庫及び進入路として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 3、(畠) 143 m² の土地については、昭和 50 年頃から住宅が建築され、一部は庭として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 4、(畠) 436 m² 外 3 筆 合計 6,370 m² の土地については、昭和 53 年 8 月頃からブロック工場として利用されていましたが、現在、工場は閉鎖され雑種地となっている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

申請地は次の 9-10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 8 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第8号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に議案第9号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 11ページとなります。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和7年2月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第2号）「令和7年2月5日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和7年1月末までに申し出がありました、白杵市全域の集積表であります。では、中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田について、9,795m² 10筆、畠について、18,792m² 8筆、合計面積は28,587m² 18筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が14名に対して、借り手は9名となります。各筆明細につきましては、3~6ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和7年2月5日公告予定の農用地利用集積計画（第2号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第10号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明をお願いします。

次 長 12ページをご覧ください。

議案第10号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第2条1項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和7年2月5日 農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の令和6年度 農地・非農地の判断対象地リスト（地区別集計表）で説明します。

このリストは令和6年6月から7月にかけて、最適化推進委員及び農業委員が農地の利用状況調査を行い、現地が耕作されておらず山林・原野化され非農地化に至ったと判断された農地のリストになります。表については、それぞれ大字ごとに令和6年中に新たに非農地と判断された農地の面積を記載しています。合計欄をご覧ください。

臼杵地域の田については、60筆 15,513.49 m²、畑については、144筆 35,206.41 m²、合計で204筆 50,719.90 m²。

野津地域の田については、7筆 1,493.00 m²、畑については、15筆 5,056.61 m²、合計で22筆 6,549.61 m²。

臼杵・野津合計で、田については、67筆 17,006.49 m²、畑については、159筆 40,263.02 m²、合計で226筆 57,269.51 m²となります。

農地の地番についてはリストの裏面から10ページ添付しています。図面については、添付していませんので確認が必要な場合は後で事務局にて確認をお願いします。以上、農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第10号 利用状況調査に基づく非農地の認定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願いします。

次長 13ページとなります。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年2月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。農用地利用集積促進計画案の意見聴収について、説明させていただきます。
主幹 1ページをご覧ください。
田5筆 5,082 m² を貸し付けするものです。農地の所在については2ページをご覧ください。
1ページ目の賃借料を見ていただくと、B欄に年間の賃借料が書かれておりますが、反当7,500円×面積で計算するとそこに書かれている賃借料の数字にならないのですが、この案件につきましては水張面積での設定がされております。

次に 3 ページをご覧ください。

畠 3 筆 $7,558 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 4 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 5 ページをご覧ください。

畠 1 筆 $3,959 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 6 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に、7 ページをご覧ください。

畠 2 筆 $3,756 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 8 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に、9 ページをご覧ください。

畠 1 筆 $2,099 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 10 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に、11 ページをご覧ください。

畠 1 筆 $2,609 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 12 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に、13 ページをご覧ください。

畠 1 筆 $2,148 \text{ m}^2$ を貸し付けするものです。農地の所在については 14 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。